## 第1号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 制定の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例を次のように定める。

平成27年8月2日提出

京都地方税機構 広域連合長 中山 泰

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の聴取)

- 第1条 広域連合長は、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第5項の規定により、評価書を特定個人情報保護委員会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の場合における京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会条例(平成21年京都地方税機構条例第6号。以下「審査会条例」という。)の規定の適用については、審査会条例第3条第1項第4号中「事項」とあるのは「事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都地方税機構条例第号。以下「法施行条例」という。)第1条第1項に規定する事項」と、審査会条例第5条第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、審査会条例第8条第4項中「第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は」とあるのは「審査会は」と、「不服申立てに係る事件」とあるのは「法施行条例第1条第2項の規定により読み替えて適用する第3条第1項第4号に規定する事項の調査審議」と、「不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書」とあるのは、「機構職員その他関係者に出席」と、審査会条例第15条中「第5条第3項」とあるのは「法施行条例第1条第2項の規定により読み替えて適用する第5条第3項」とし、審査会条例第3条第2項、第8条第1項から第3項まで及び第9条から第13条までの規定は、適用しない。
- 3 第1項の場合において、専門の事項を審査会に調査させるため必要があるときは、審査 会条例第4条の規定にかかわらず、審査会に専門委員を置くことができる。
- 4 専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、広域連合長が任

命する。

(京都地方税機構個人情報保護条例の特例)

第2条 京都地方税機構個人情報保護条例(平成21年京都地方税機構条例第5号。)第2条 第2号に規定する実施機関が保有し、又は保有しようとする同条第1号に規定する個人情報でその内容に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第8項に規定する個人番号を含むものに関しては、同条例第4条第3項第2号から第4号まで、第4項及び第5項並びに第5条第1項第3号から第6号まで及び第2項の規定は適用しないものとし、同条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項第 1号	法令等に基づくとき	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「法」という。)に基づき収集 することができるとき
第5条第1項第 1号	法令等に基づくとき	法に基づき利用し、又は提供することができ るとき
第5条第1項第 2号		個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、 又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第12条第1項	個人情報(前条第5 項に規定する事務に 係る個人情報を除く。 第22条及び第28条に おいて同じ。)	個人情報
第12条第2項		未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人 又は本人の委任による代理人(以下「代理人」 という。)
第13条第8号	又は広域連合	、広域連合
	執行に著しい	執行に著しい支障が生じるおそれがあるもの 又は第11条第5項に規定する事務に係る個人 情報であって、これを開示することにより、 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な

		人事の確保に
第13条第9号	よる未成年者又は成	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都地方税機構条例第 号。以下「法施行条例」という。)第2条の規定により読み替えて適用する第12条第2項の規定による代理人
	当該未成年者又は成 年被後見人	当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人
第15条第2項	法定代理人	代理人
第20条第4項、 第24条第3項及 び第30条第2項	第15条第2項	法施行条例第2条の規定により読み替えて適用する第15条第2項
第22条第2項及 び第28条第2項		法施行条例第2条の規定により読み替えて適 用する第12条第2項
第28条第1項第 1号	第4条	第4条第1項若しくは第2項、法施行条例第 2条の規定により読み替えて適用する第4条 第3項(第1号に係る部分に限る。)若しく は法第20条
第28条第1項第 1号及び第2号	第5条	法施行条例第2条の規定により読み替えて適用する第5条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)
第28条第1項第 3号	とき当該	とき、法第20条の規定に違反して保管されているとき又は法第28条の規定に違反して作成された法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該
第37条第5項	第12条第2項及び第 15条第2項	法施行条例第2条の規定により読み替えて適 用する第12条第2項及び第15条第2項

## (規則への委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

附則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。